

会 議 録

会議の名称	平成30年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成31年2月7日（木） 午後6時00分～午後8時21分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成30年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成30年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成31年2月7日（木）午後6時0分から午後8時21分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成30年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 個人市民税都民税賦課業務
- ② 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務
- ③ 見守りシール事業業務
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 成人風しん予防接種事業
- ⑥ 東京2020テストイベント—自転車ロード コースサポーター募集業務
- ⑦ 児童・生徒における医療的ケア関連業務
- ⑧ 音声版選挙公報送付に関する業務
- ⑨ 国民投票業務
- ⑩ 国民年金資格・免除・給付業務変更届出
- ⑪ 障害者総合支援法業務変更届出
- ⑫ 介護保険業務変更届出
- ⑬ 介護保険償還払いサービス関連事務処理変更届出
- ⑭ 成人風しん予防接種事業変更届出
- ⑮ 各業務廃止届出

(3) 諮問事項

諮問第11号 基幹系国民年金システムについて

諮問第12号 年金生活者支援給付金の支給に伴う所得情報の提供に係るオンライン接続について

諮問第13号 軽自動車税納税通知書封入封緘委託について

諮問第14号 小金井市緑の基本計画改定支援委託について

諮問第15号 介護保険料仮徴収額変更通知書封入封緘委託について

- 諮問第16号 介護保険料普通徴収分納入通知書封入封緘委託について
諮問第17号 小金井市見守りシール事業委託について
諮問第18号 介護職員初任者研修実施等委託について
諮問第19号 児童相談システム更新業務委託について
諮問第20号 音声版選挙公報送付名簿の本人以外収集について
諮問第21号 音声版選挙公報送付名簿に係る心身障害者（児）更生指導台帳
の外部提供について
諮問第22号 国民投票システムについて
諮問第23号 小金井市立小中学校における医療的ケア実施委託について
諮問第24号 音声版選挙公報送付名簿に係る要配慮個人情報の保有等につい
て

(4) その他

- ア 住民基本台帳事務等窓口委託について（報告）
イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

仮 野 忠 男 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人
樹 一 美 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 福 平 良 全
本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<企画政策課>

梅原企画政策課長

東條企画政策係主任

<市民課>

田嶋市民課長

井上市民係長

染谷市民係主任

<保険年金課>

高橋保険年金課長	佐藤国民年金係長
<市民税課>	
秋元市民税課長	山崎諸税係主任
小松市民税係主事	
<環境政策課>	
平野環境政策課長	小林緑と公園係長
<自立生活支援課>	
加藤自立生活支援課長	矢島障害福祉係長
林障害福祉係主事	
<介護福祉課>	
高橋介護福祉課長	鈴木高齢福祉担当課長
宮奈介護保険係長	中元認定係長
濱松包括支援係長	笹栗高齢福祉係長
薄根介護保険係主任	藤榮認定係主任
飛田高齢福祉係主任	木村介護保険係主事
中澤介護保険係主事	安藤介護保険係主事
松原包括支援係主事	
<健康課>	
石原健康課長	
<子育て支援課>	
秋葉子ども家庭支援センター等担当課長兼子ども家庭支援センター長	
笠井子育て支援係主査	
<学務課>	
工藤学務係主任	
<指導室>	
浜田指導室長	郷古指導係長
<生涯学習課>	
関生涯学習課長	菅野スポーツ振興係主事
<選挙管理委員会事務局>	
畑野選挙管理委員会事務局長	大野選挙係長
山岸選挙係主任	富岡選挙係主事
<情報システム課>	

深澤情報システム課長

<総務課>

水落総務課長

古田土情報公開係主事

前園情報システム係長

中村情報公開係長

【傍聴者】

0名

【松行会長】

定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、朝倉委員は御都合により欠席するとの連絡を受けております。審議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議は成立しております。

それでは、平成30年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。

お手元に資料が届いているかとは存じますが、会議録の訂正部分につきまして事務局より説明がございますので、よろしく願いいたします。

【総務課長】

それでは、前回の会議録の訂正でございます。委員の皆様には、該当部分を抜粋した会議録を机の上に置かせていただきました。

修正の内容でございますが、16ページ下段にございます総務課長からの諮問案件の説明部分の冒頭で、当初は「障害者サービス解消相談等に係る業務」としておりましたが、正しくは「障害者差別解消相談等に係る業務」ですので訂正をお願いいたします。

【松行会長】

会議録の訂正箇所について報告がございました。これを承認してよろしいでしょうか。

異議はないようですので、ただいまの議事録の訂正について承認といたします。

他に会議録等につきまして、訂正等がございますでしょうか。

特にないようですので、会議録全体につきまして、これを認め、承認といたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが13件、届出廃止に関するものが8件、届出変更に関するものが6件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第8条

に基づく「音声版選挙公報送付名簿に係る要配慮個人情報の保有等について」、個人情報保護条例第11条に基づく「音声版選挙公報送付名簿の本人以外収集について」、個人情報保護条例第12条に基づく「音声版選挙公報送付名簿に係る心身障害者（児）更生指導台帳の外部提供について」、個人情報保護条例第14条に基づく「基幹系国民年金システムについて」、「国民投票システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「年金生活者支援給付金の支給に伴う所得情報の提供に係るオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「軽自動車税納税通知書封入封緘委託について」、「小金井市緑の基本計画改定支援委託について」、「介護保険料仮徴収額変更通知書封入封緘委託について」、「介護保険料納入通知書封入封緘等委託について」、「小金井市見守りシール事業委託について」、「介護職員初任者研修実施等委託について」、「児童相談システム更新業務委託について」、「小金井市立小中学校における医療的ケア実施委託について」の合計14件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

市長と総務部長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

【松行会長】

それでは審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局もしくは担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、早速事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始13件、廃止8件、変更6件でございます。

2 ページには、部課別の明細となります。

3 ページ、4 ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でございます。

ます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、目次にごございます案件15、16は介護福祉課の届出報告、案件17から19までは介護福祉課の諮問事項となりますが、こちらは届出の遅れた案件を含みますので、本日の案件の最後に行わせていただきます。御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

また、前回までの当審議会におきまして御指摘をいただいた事項についてのその後の対応状況等について、届出報告に先立ちまして説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【松行会長】

本日は案件が非常に多くございますので、本日の審議の流れにつきまして、届出の遅れた案件を含む介護福祉課を最後に行い、前回までの指摘事項にかかわる対応状況について冒頭に説明したい旨、事務局から説明があったとおりでございます。

皆様には慎重審議を期していただくわけでございますが、限られた時間の中で円滑な案件審議となるよう、御協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは早速、各案件につきましての説明をお願ひいたします。

【総務課長】

それでは、届出報告に先立ちまして、その他の報告を行わせていただきます。

平成30年度第1回情報公開・個人情報保護審議会において、委託の諮問を行いました市民課の案件につきまして、個人情報保護に関する受託者との協議結果の報告について、委員より御要望いただきました。それにつきまして報告をさせていただきます。

179ページを御覧ください。市民課の「住民基本台帳事務等窓口委託について」の報告です。

本件につきましては、平成30年5月25日に開催された平成30年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会において諮問のとおり答申されたものでございます。同日の審議会において、受託者の決定後に御報告することとなっておりますので御報告させていただきます。

審議会後の経過としましては、プロポーザルによる事業者選定手続を行い、契約候補者を決定しました。

その後、契約候補者と協議を重ね、12月に契約締結したところです。

個人情報保護に関しましては、受託者から、契約締結後に守秘義務等に関する誓約書、情報セキュリティ・個人情報保護管理指針、個人情報の取扱いに関するマニュアルが示されており、主な内容としましては表にまとめたとおりでございます。

これらは受託者から提出された業務実施計画書に添付されているものですが、今後は業務実施計画書に基づき、本年4月以降の委託業務開始に向けて準備を進めてまいります。

【松行会長】

ただいま事務局から、順序を変えまして、「その他のア」につきまして説明がございました。御意見もしくは御質問はございますでしょうか。

御質問等ないようですので、本案件は承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、引き続きまして、その他の報告の案件でございます。こちらは資料が整わず、本日配付させていただきました。

前回審議会での報告事項でありました企画政策課の案件の届出番号01-40「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）申込書」について、説明用の資料を本日机上に配付させていただいております。こちらは担当課より説明させていただきます。

【企画政策課長】

それでは、前回の審議におきまして御意見をいただいた事項について、その後の内容について御説明させていただきます。

1つ目に、申込書の連絡先として、携帯電話やメールアドレスの表記について御意見をいただきました。こちらにつきましては、お手元の資料のとおり、申込書の記載例を作成し、電話番号の欄に、携帯電話でも差し支えない旨の説明を記載いたしました。メールアドレスにつきましては、寄附者に直接連絡するケースは特別な場合に限られることから、個人情報の保有については必要最小限とする個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、緊急連絡先として電話番号を保有し、メールアドレスは保有しないことと考えているものでございます。

2つ目に、寄附金の使途につきまして、申込書の表記は漠然としている、自由記載としてはどうか等の御意見をいただきました。こちらにつきましては、お手元の申込書記載例のとおり、寄附金の用途についての説明を記載しております。

いただいた寄附金は、教育に関することなどの希望される用途がある場合には、御希望に添う形で対応するため、一般、教育、みどり、福祉、環境に関するそれぞれの基金への積み立てを行うこととしており、記載例に掲載している用途の説明はそれぞれの基金の目的と合わせております。実現性が低かったり、非常に狭い範囲に限定した用途を指定された場合には、御希望に沿った使い方ができなくなってしまうことが考えられるため、このような対応をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

【松行会長】

前回の審議会で相当御意見が出た案件でございました。本日、これへの具体的な対応について、お手元に資料を添えて、担当課から説明がございました。本件につきまして、御意見もしくは御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより届出報告の案件となります。

6 ページを御覧ください。「個人市民税都民税賦課業務について」、市民税課の案件でございます。

平成29年度税制改正により、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることが明確化されました。

具体的には、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告で記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正がされたものであり、申告者の判断の下、個人住民税の申告をすることにより、「申告不要制度適用」、「総合課税」、「申告分離課税」を選択するものとなります。

しかしながら、現在の市民税・都民税申告書では、選択の有無や種別が不明瞭なため、新たな届出様式を定め運用する必要が生じました。

よって申告者の氏名等を収集することとなるため、届出を行うものです。

7 ページを御覧ください。届出番号04-54「市民税・都民税申告書付表（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、生年月日、住所、記入者氏名、銀行等口座、所得状況、電話番号となります。様式については8 ページ、9 ページに付

けております。

【松行会長】

ただいま、保有等届出報告につきまして、事務局より1番目の個人市民税・都民税賦課業務について説明がございました。本案件につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。

【本多委員】

個人情報の内容の案なのですが、様式には、氏名、生年月日、住所、記入者氏名はあるのですが、銀行等口座以降の項目が見当たらないのです。他に様式があるのかどうか。

【市民税課長】

様式の一番下部の部分でございます。確定申告と別方式で課税を選択した源泉徴収有の特定口座名及び所得金額というところで、一番下の欄に御記入いただくようになっているところでございます。

【本多委員】

わかりました。見つかりました。ありがとうございます。

【松行会長】

他に本件につきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、10ページを御覧ください。「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務について」、自立生活支援課の案件でございます。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された患者の入院治療費の一部を助成するとともに、患者の臨床情報を収集し、治療研究を促進するための事業であり、平成30年12月1日より開始されました。

本事業の実施主体は東京都であるが、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第107号）において、申請書の受理等については、市町村が処理することとされています。

このことにより、本市において個人情報を扱う申請書及び様式等を新たに保有することとなったため、保有開始届出を行うものです。

11ページを御覧ください。届出番号28-235「肝がん・重度肝硬変治療

研究促進事業に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は12ページに
ございます別紙を御覧ください。様式については13ページから17ページに付
けております。

【松行会長】

ただいま案件につきまして、事務局から説明がございました。御質問もしくは
御意見があればお伺いいたします。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、18ページを御覧ください。「障害者総合支援法業務について」、自
立生活支援課の案件でございます。

自立支援医療（育成医療）は、身体に障害のある児童に対し、生活能力を得る
ために必要な医療を支給する事業です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成1
8年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の改正に伴い、障害者自立
支援法施行細則（平成18年東京都規則第12号）にて定められていた様式につ
いて廃止し、小金井市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行細則（平成18年4月1日細則第1号）に規定した様式について変更届
出を行うものです。

まず、廃止を行う様式につきましては41ページを御覧ください。「個人情報
保有等廃止届内訳」のナンバー2にございますとおり、届出番号28-157で、
現在保有しております様式につきましては、関係法令の改正により従前の様式が
廃止されたため、廃止の届出をさせていただくものです。

19ページにお戻りください。届出番号28-183「自立支援医療費（更生
医療）支給認定申請書（新規・変更）」の変更届出でございます。変更前の個人
情報につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、
個人情報の記録名称を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書
（新規・再認定・変更）」に変更し、個人情報の記録項目に「保護者氏名」、「受
診者との続柄」、「保護者住所」、「保護者電話番号」を追加するものです。変更後
の様式については20ページに付けております。

21ページを御覧ください。届出番号28-184「自立支援医療費（更生医

療)受給者証等記載事項変更届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を、「自立支援医療費(育成医療・更生医療)受給者証等記載事項変更届」に変更し、個人情報の記録項目に、「電話番号」、「保護者氏名」、「受診者との続柄」、「保護者住所」、「保護者電話番号」、「身体障害者手帳番号」を追加し、「印影」を削除するものです。変更後の様式については22ページに付けております。

【松行会長】

ただいま、事務局からの説明がございました。本件につきまして、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、23ページを御覧ください。「成人風しん予防接種事業について」、健康課の案件でございます。

風しんは、妊娠初期の女性が罹患すると母体から胎児に感染し、先天性の疾患及び障がい等(先天性風しん症候群)が生じるおそれがあります。本市では、妊娠を予定または希望する19歳以上の女性を対象に、抗体検査(東京都委託事業)を実施し、検査の結果、抗体の保有が十分でない場合は予防接種の費用助成を行っていましたが、昨今の風しん流行を受け、東京都は各事業での対象者拡大を決定しました。これにより、本市においても風しんの流行を防止し、先天性風しん症候群の発生を抑える必要があることから、東京都と同様に対象者を拡大することとしました。

事業の対象拡大に伴い、要綱の改正を行うとともに、受検者の対象者区分を把握する必要があることから、風しん抗体検査申込書については「申込区分」の項目を追加するため、予防接種については新たに申込書の様式を保有するため、開始届出及び変更届出を行うものです。

24ページを御覧ください。届出番号41-548「成人風しん予防接種申込書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、申込区分、電話番号となります。様式については25ページに付けております。

26ページを御覧ください。届出番号41-537「成人風しん抗体検査申込

書」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録項目に「申込区分」を追加するものです。変更後の様式については27ページに付けております。28ページから30ページには本事業の実施要綱を、31ページ、32ページには、今回対象者を拡大するために要綱を一部改正した部分を抜粋した新旧対照表を付けております。左側が改正後の記載、右側が改正前の記載となります。

【松行会長】

ただいま事務局からの説明がございました。御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【福平委員】

19歳以上の女性を対象としているのですが、なぜ19歳なのか。結婚可能なのは、男性は18歳、女性は16歳からとなっているのに、なぜこれは19歳以上の女性なのか、説明をお願いしたいと思います。

【健康課長】

正直申し上げて、具体的になぜ19歳であったかというところは、把握をしていないところでございます。推測的な話になってしまうのですが、過去予防接種について、年齢によってきちっと予防接種を打った年代、打っていない年代というのがございます。そういった年代による接種歴の事情なども勘案して、この年齢を設定されたのかなと推測するところでございます。

【福平委員】

成人年齢も20歳から今後18歳になるということですが、でもそれは今度の民法の改正案に盛り込んで、2021年から18歳からというのを実施しようと言っているのです。だから男女とも18歳以上じゃないと結婚できませんよというのは2021年からなのです。今の法律は、男性は18歳で女性は16歳ですから、そうすると、16歳で結婚してもいいよという法律になっているのに、16歳の方は風しんの予防接種ができないよというのもおかしい話かなと思っています。

【健康課長】

予防接種事業の法律のたてつけもあるのかなと思っていまして、ここで成人と銘打たれているように、未成年者、小さなお子さんとか学生さんとかを対象にやっている予防接種、早いうちから予防しようという予防接種法の一つの枠組みがあります。それに対して高齢者の方がかかりやすいような病気、インフルエンザ

であったりとか、肺炎球菌であったりとか、そういう成人向けの病気を予防しようという予防接種の事業もあります。

それで、この事業については成人と銘打たれているので、過去は20歳以上だったので、20歳以上の大人の病気にかかるものを予防しようという制度設計で成人事業と銘打たれているのかなと思います。それがなぜ19歳かというと、成人、20歳にお母さんになる方に対して予防する、そういう趣旨から成人と銘打たれているので、その当時から20歳以上の成人を対象にする予防接種事業というところで、妊娠期間があるので19歳からという制度設計にしたのかなと思っています。

【福平委員】

変な話ですね。16歳なら結婚しても風しんは自腹で注射しなさいねという話ですよね。補助金は出しませんよという話ですよね。これは妊婦を予定または希望するという人は、結婚したら妊婦を予定または希望するのに、16歳だよと言っているのに19歳は何を考えてもおかしいよね。

【健康課長】

未成年者向けの風しんの防止は、今は風しんと麻しんと両方一緒に防止できるような予防接種を小さいうちから打つというのが一般的になっているので、20歳未満の方は、そういう子供の予防接種によって風しんを防止する事業で救済しようという形になっています。それで、これはその子供の救済ではなくて、大人が赤ちゃんに対して風しんの先天症候群にならないように予防するという事業で、ちょっとその趣旨を法律的に2段階に分けているために、こういう事業スキームになっているかなと思っています。

【仮野委員】

今の話は、一度調べて教えてください。19歳に何か理由はあるのではないかな。

そこで1点だけ。これは個人情報保護とあまり関係ないのだけど、しかし障害者に対する定義づけというか、障害者に対する人権感覚に触れることなのだけど、先ほど自立生活支援課の障害の「がい」を害悪の「害」の漢字を書いていた。ところがこの福祉保健部健康課は障害の「がい」を平仮名で書いていますね。しかしこの意味は、最近どこかの都市が、害悪を与えるという意味の「害」はよくない。いしへの「碍」に変えると言い始めているのだけれども、それは害を与えるのではなくて、身体的不自由をおさめるというか、さまたげるという意味があるそうです。小金井市はそこをどう考えていますか。議論したことありますか。

【総務課長】

障害の「がい」の字なのですが、ちょっと専門の担当部署じゃないので、正確な答えになるかどうかわからないのですが、小金井市の中では保健福祉総合計画というのがあって、市の計画では長期構想というのがまたあるのですが、そういうのをつくる際に、「がい」を漢字にするのか平仮名にするのかというのは一定議論させていただきました。そういった計画の中では「がい」を平仮名で使うという考え方も出て、一部平仮名で使っています。

あと、「がい」を漢字で使ったりするのが、教育関係では多いようなのですが、あとは法律とか、これはもう「がい」は今漢字で使っておりまして、そういう法律用語等で使っているものについては、「がい」を漢字で使うように小金井市の中ではしているようです。

【仮野委員】

その害悪の「害」ですね。その言葉が悪いから違う漢字に変えようという動きが全国に広がっているのです。それを聞いているのですが。

【総務課長】

そうですね。その「がい」を害悪の「害」にしたりとか、平仮名の「がい」にしたりとか、いしへの「碍」にしたりとかあるのですが、その中で一応小金井市では平仮名……。いしへの「碍」というのも検討の俎上には上がったとは思いますが、何でそれを使ったのか、ちょっとそこまでは申しわけないのですが記憶にないのですが、平仮名の「がい」を一部で使うようにはしているということでございます。

【仮野委員】

それを取り入れた兵庫県宝塚市は、なかなかよく考えているなと思ったのだけど。頭の体操で皆さんもやってみてください、検討してみてください。いしへの「碍」、これは必ず広がると思いますよ。

【松行会長】

ちなみに大手新聞社等ほどの表現を現状では採用しているのでしょうか。

【仮野委員】

まだ漢字の害を使っていますね。

【松行会長】

まだ法律のままになっている。

【仮野委員】

私は、元新聞記者ですが、この変化は何か意味がありそうなので。

【川井委員】

先ほどのその19歳云々という話は政策の話なので、知識として知るといふことは非常にいいことだと思うのですが、この審議会の中で、それでどういふか悪いかといふか、承認するかしないかといふ話とはちょっと別なのだろうと思ひます。

【松行会長】

という福平委員の御発言をもとに、仮野委員、川井委員からそれと関連して、我々が心得ておくべき広いた見といひますか、それをお示しくださつたと、会長として受け取つております。

本案件は非常に根本的なことを含む御議論に発展いたしましたか、一応原案を承認したいと会長は考へておりますが、御承認いただけますでしょうか。

それでは、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、33ページを御覧ください。「東京2020テストイベントー自動車ロード コースサポーター募集業務について」、生涯学習課の案件でございます。

平成30年8月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車ロードレースにおいて、コースの一部が小金井市を通過することが決定したことに伴い、今年7月21日に本大会1年前のテストイベントを開催することになりました。

現在、小金井市を含む通過自治体と公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において、競技の実施に向けた準備を進めておりますが、コース沿道の安全確保や大会の盛り上げのため、コース沿道周辺の競技運営サポートを担っていただく「コースサポーター」を募集することとなったことに伴い、申込用紙の保有開始の届出をするものです。

コースサポーターの募集については小金井市が行いますが、テストイベントの運営管理やコースサポーターの保険加入等は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行うため、申込用紙に記載の内容は、本人同意の上で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ外部提供を行います。

34ページを御覧ください。届出番号33-64「東京2020テストイベン

トー自動車ロード コースサポーター申込用紙」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、性別、生年月日、住所、メールアドレス、勤務先または通学先の名称及び住所、電話番号（本人、緊急連絡先）となります。様式については35ページ、36ページから40ページまでには本事業の募集要項を参考に付けております。

【松行会長】

ただいま、本案件につきまして事務局から説明がございました。御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

【多田委員】

保存年限が3年とあるのですが、テストイベントは今年中に終わるし、本大会は来年に終わるので、何で1年とか2年ではなくて3年にしてあるのか。

【スポーツ振興係主事】

保存年限につきましては、小金井市文書管理規程において、1年、3年、5年、10年、長期、永年と規定されています。本案件を、例えば1年とすると、本大会のときに影響が生じることも考えられますので、次の保存年度で3年とさせていただいているところであります。

【仮野委員】

目的外利用に「有」とありますが、これはどういうことですか。

【生涯学習課長】

今募集も行ってございまして、小金井市が募集を行ってございますのが、冒頭総務課長の説明がございましたとおり、コースサポーターの保険加入等は上部組織の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会で行うこととなりますので、本人同意の上ということで外部提供させていただくところでございます。

【仮野委員】

組織委員会に提供する、という意味ですね。それが目的外利用になるわけだ。

【総務課長】

目的外利用等の「等」のほうになります。

【仮野委員】

「等」のほうに入るというのはどういう意味でしたかね。定義を忘れた。

【総務課長】

本日、個人情報保護制度の手引を改定しまして、皆様にお配りしているかと思うのですが、その56ページを御覧ください。こちらで「個人情報の利用及

び提供の制限」というのを規定してございまして、こちらで目的外利用と外部提供について規定をしております。この書き方としては目的外利用及び外部提供とかと書けばいいのだと思うのですが、それを簡略化するために、「等」で書かせていただいているところでございます。

【仮野委員】

なるほど。外部提供ということならわかる。ありがとうございました。

【松行会長】

他に御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、41ページを御覧ください。「各業務廃止届出について」を報告させていただきます。

「個人情報保有等廃止届内訳」を御覧ください。先ほどナンバー2の自立生活支援課の案件は御報告させていただいております。

ナンバー1の企画政策課の案件につきましては、平成元年に公益財団法人東京市町村自治調査会が刊行した冊子で、多摩地域在住の財界、官界、学者、著述、報道、芸術、芸能活動等の各界で活躍する者の個人情報をまとめた「多摩人材データ」を保有届出していたものです。平成16年以降内容の更新が行われておらず、今後も更新の見込みがないため、今回廃止の届出を行うものです。廃止年月日は記載のとおりで、溶解による廃棄が行われます。

【松行会長】

ただいま、本案件につきまして事務局から説明がございました。御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、本件につきまして承認といたします。

それではここで、保有等届出のみの件につきましては、ひとまず全案件審議を終了いたしました。

それでは、諮問及び保有届出（報告を含む）についてに入りたいと思います。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより諮問案件に入らせていただきます。

42ページを御覧ください。「国民年金資格・免除・給付業務について」、保険

年金課の案件でございます。

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除は、被保険者が出産を行った際に、その出産前後の一定期間（出産予定日の前月から4カ月間）の保険料については納付することを要せず、当該期間を保険料納付済期間に算入されるという次世代育成支援を目的とした制度として、平成31年4月1日施行されます。

それに伴い、基幹系国民年金システムの記録項目に一部追加が生じるため、記録項目を一定整理したので変更届出及び諮問を行うものです。

43ページを御覧ください。諮問第11号「基幹系国民年金システム」でございます。業務の目的としましては記載のとおりで、諮問事項としては記録項目の変更についてです。44ページには変更前の記録項目を、45ページには変更後の記録項目を別紙にまとめた表として付けております。46ページを御覧ください。諮問と関連する変更届出書でございます。47ページは45ページの再掲でございます。

【松行会長】

ただいま、本案件につきまして事務局から説明がございました。御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

【寺島委員】

この個人情報の項目で、多胎と単胎と書かれているのですが、多胎と単胎を分ける必要があるのかというところがちょっとわからないので、なぜその項目があるのかの説明をお願いします。

【保険年金課長】

多胎と単胎を分けるのは、その別によって保険料の免除期間というものが変わるために、この情報をいただくことになってございます。

【松行会長】

ほかに本件につきまして御質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

48ページを御覧ください。「年金生活者支援給付金の支給に伴う所得情報の提供について」、保険年金課の案件でございます。

年金生活者支援給付金とは、公的年金の収入金額と年金以外の収入の合計額が一定の基準以下の年金受給権者に対し、福祉的な措置として、年金生活者支援給

付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金を支給し、これらの者の生活支援を図ることを目的としています。

年金生活者支援給付金の受給資格を判定するための公的年金受給者等に係る市区町村と日本年金機構との所得情報等の授受について、介護保険料等の特別徴収の仕組みを活用することとされているため、オンラインによる接続について諮問するものです。

49ページを御覧ください。諮問第12号「年金生活者支援給付金の支給に伴う所得情報の提供にかかるオンライン接続」でございます。オンライン結合の目的は、年金生活者支援給付金の支給に必要な所得情報等の提供を、介護福祉課に設置されている介護保険保険者伝送システム専用端末を活用して行うためです。

オンライン結合の内容は、介護保険保険者伝送システムを活用し、年金生活者支援給付金の受給対象者情報を授受し、可搬記録媒体を用いて保険年金課にて必要な所得情報等を取り込み、再度可搬記録媒体を用いて介護保険者伝送システムから回答を送信するものです。

今回のオンライン結合に関する根拠法令については諮問書に記載のとおりでございます。

個人情報の保護措置としましては、諮問書に記載がございますが、51ページにオンライン接続のイメージ図を付けております。今回、年金生活者支援給付金の支給に必要な所得情報等の提供に使用する専用端末が、「伝送用端末」と記載してあるものです。

この端末は介護福祉課に設置されているものの、他の窓口端末とはネットワークが分離されている上、業務用のインターネット専用端末とも分離されております。専用線によって東京都国保連合会とのみ接続されており、それ以外にはオンライン接続されません。また、今回の所得情報等の提供に関する個人情報の記録は伝送用端末内には一切記録されず、保険年金課の窓口端末においても回答後速やかに削除、消去を行います。

50ページにお戻りください。今回オンライン結合する個人情報の項目を一覧にまとめたものです。52ページから54ページには年金生活者支援給付金に関する業務の内容を、諮問の参考資料として付けております。

【松行会長】

ただいまシステムを含む全体について説明がございました。本件につきまして、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【川井委員】

この諮問の案件はオンライン結合に関するものということなのですが、今御説明をいただきましたが、なかなかこれで情報漏えい等の安全が保たれるかどうかというのは、ちょっと素人目に判断がつきにくいところがあるのですが、その辺りは、担当課ないしはプロの方がチェックをした上で、この方式で特に問題ないということが確認できているのでしょうか。

【保険年金課長】

そもそも介護保険のほうに設置されている伝送端末を使うことになった経過は、もう国のほうで決めていたわけですが、介護保険の保険料については、一定額以上の年金を受給している方は、必ず特別徴収として年金から天引きされるシステムが既に確立してございます。その情報のやりとりをする伝送システムを、今回年金の増額をする支援金の給付に係る事務に使うということで、これまで介護保険のほうで一定セキュリティの面を確立していた伝送システムを使うということで、安全性は一定担保されているものと考えてございます。

【多田委員】

このネットワーク帯域制御というのはどういうことを指しているのか。51ページのイメージ図で、ファイアウォールと帯域制御装置とあるのです。ファイアウォールは何となくわかるのですが、帯域制御装置というのはどういう装置なのか。

【保険年金課長】

ちょっと詳細なことは、専門外なのでわからないのですが、一応医療系、広域系、介護系にネットワークを分割して、帯域を分けて制御していると資料には書いてございます。

【松行会長】

他に本件につきまして、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、55ページを御覧ください。「軽自動車税納税通知書封入封緘業務について」、市民税課の案件でございます。

市民税課では、年に1回、約1万1千件の軽自動車税納税通知書を、5月31日の納期に向けて、5月11日までに発送しています。

これらの事務につきましては、従来、封入封緘までの一連の作業を市で行っておりましたが、課税登録台数の増加等による業務負担を軽減するため、軽自動車税納税通知書の封入封緘作業について、外部委託を活用することに伴い、個人情報を取り扱うことから、本件業務委託について諮問を行うものです。

56ページを御覧ください。諮問第13号「軽自動車税納税通知書封入封緘委託」でございます。業務の目的としましては、軽自動車税の賦課及び徴収のため、軽自動車税納税通知書を送付するためです。委託処理する個人情報の項目につきましては、諮問書に記載の8項目でございます。57ページから62ページには委託仕様書（案）を付けております。

【松行会長】

本件につきまして、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【本多委員】

56ページの作業履行場所のところが庁外と書いてあるのですけれども、件数的に1万1千件ということなので、個人情報保護の観点から、できるだけ庁内のほうがいいと思うのですけれども、庁外でやらなければならない理由はあるのでしょうか。

【市民税課長】

本案件につきましては、障害をお持ちの方の就労継続支援の施設にお願いすることを考えてございます。そのため、庁内ということはちょっと難しいかなと考えているところでございます。

【川井委員】

こういう封入物の封緘委託というのは、市の仕事として他にもたくさんあるのでしょうか。これが初めてとかいうところもあるのだけど、色々やっている中にこれが加わるようなイメージで考えてよろしいでしょうか。

【市民税課長】

市でさまざまな郵便物を送るところで、委託の業務というものはあるものとは認識しております。軽自動車のこの封入封緘につきましては、今回が初めてのものとなります。他市に実績のある案件でございますので、今回就労継続支援というところで実施するものです。

【総務課長】

具体的な件数はちょっと把握していないので恐縮なのでございますが、これまでも封入封緘については、こちらの審議会に諮らせていただいております。こう

いう納税通知書の関係ですとか、この後もまた出てきますが、計画等を作る前にアンケートを実施する際に、アンケートに係る封入封緘ですとか、幾つかやっております。

【松行会長】

本案件について、他に御発言ありますでしょうか。

それでは、本案件につきまして、承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、63ページを御覧ください。「小金井市緑の基本計画改定業務について」、環境政策課の案件でございます。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標及び施策などを定める緑に関する総合的な計画です。平成23年3月に10年後の平成32年を目標年次とした現計画を策定しています。

平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、都市公園の再生・活性化、民間による緑地、広場の創出と運営移管する新たな制度が創設されたほか、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の管理の方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目が追加されるなど、社会情勢は現計画を策定した当時から大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的な緑の保全・創出・活用を推進する観点から、緑を取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して新たに計画を策定し、今後10年間に小金井市が緑に関する施策を実施するための基本計画となる小金井市緑の基本計画策定の支援を目的とし、民間事業者による業務委託を実施します。

その中で市民の緑に対する意識・意向について、実態を把握するため、無作為抽出による市民アンケートを実施するに当たり、個人情報を取り扱うことから、本事業に係る業務委託について諮問を行うものです。

64ページを御覧ください。諮問第14号「小金井市緑の基本計画改定支援委託」でございます。業務の目的としましては、小金井市緑の基本計画は2020年度に計画が終了するに当たり、同年度を基準点として、今後10年間の施策展開を示す計画を改定するためです。委託処理する個人情報の項目につきましては、住所、氏名でございます。

参考資料として、65ページにはアンケート調査実施の流れと、66ページか

ら72ページには委託仕様書(案)を付けております。個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の173ページから177ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から、案件につきまして説明がございました。御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

【中澤委員】

小さいことなのですけれども、その計画の策定業務のところ、「10年後の平成32年を目標年次とした現計画」とあるのですが、平成32年というのは実在していないと思うのです。あと、色々資料を見るとわかるのですが、平成は31年の4月30日で、5月から、カレンダーとか一切平成とか書いていないのです。全部新しい元号になるので。

以下ずっと見ると、それが20カ所以上、生年月日がブランクの印字とか、いわゆる西暦なのか和暦なのか、あるいはこういう形で矛盾した記述というのが、何遍も出てくるのです。そこを統一して資料の作成をお願いしたい。

【総務課長】

最初に、平成とかの書き方のルールの関係なのですが、こちらは今年の5月に新しい元号に変わることが決まっております。新しい元号が今の予定ですと4月に公表されるというのが新聞報道等出てございますが、新しい元号がまだわからない状況です。

そういった中で、こういう役所というか、公共団体等が、法律とか規則とかでもそうなのですが、例えば平成32年とか、平成33年とか、先のことについて規定することもございまして、そういうときは大体、まだ変わるというのは決まってはいますけど、今時点では新しいものはまだ決まっておりませんので、その場合ですと今現在使っている元号を使うということになってございまして、それが変わったとしても、旧元号を使っていたとしても、それが無効になるようなものではないとされてございます。

そのため、一応市役所等から出す文書ですと、基本は元号を使っておりますので、ないのですが平成32年とか33年とかというのをまだ使わせていただいております。

今この文章の中で西暦を使っているのもあるのですが、これも西暦を使っちゃだめというのなかなか言いづらいところがございますので、その各課の考え方もあって、西暦を使ったほうがわかりやすいような場合もございまして、

そういうときは西暦なども使わせていただいておりますので、ちょっと資料としてはまちまちな感じになって、なおかつ今回そういう改元の話もございまして、さらにややこしい感じにはなっていると思うのですが、ちょっとその点は御了承いただければと思います。

【中澤委員】

市民が申し込む色々な申請書があるのですが、それに「年」と書いてあるだけのと、あるいは生年月日等で昭和とか平成を選択できる用紙とか、それがてんでんばらばらにいっぱい入っているのです。

【総務課長】

西暦と元号というのがあって、西暦を書きたい人もいたりとか、元号を書きたい人もいたりとかでまちまちなのです。どっちかに統一するわけにはいかないので、どっちでもオーケーのように、「年」という書き方をするのが今主流になっています。どうしても生年月日とかでSとかHとか、簡略の表記を入れているものも、まだ一部には残っているのですが、基本はそういうのは書かれる方の御判断に任せられるように、「年」だけのものが主流になっています。

【仮野委員】

元号問題は、私は昭和から平成が変わるとき、毎日新聞の政治部の首相官邸キャップをやっていたので、詳しいのです。結論的に言うと、公的機関は元号を原則的に使うということになっていて、絶対使えという義務にはなっていないのだけど、いまだにNHKと産経新聞と公的機関が元号で表記している。それに従えば2020オリンピックを、本来NHKや産経新聞は平成32年オリンピックと書かなきゃいけないところを、オリンピックだけは2020を使っています。

結論的に言うと、もうそろそろ色々な調査を見たり色々なところで調べてみると、若者を中心に元号離れが進んでいます。西暦はキリストが生まれた年から数えるというので、ああいうものはいい加減だからだめだという意見もありますけど、グローバルスタンダードで言えば、もう西暦が中心になってきている。だんだんそういうふうに変わっていきつつあります。

もともと元号は、天皇がそのときの時代と時間と、あるいは領土そのものを支配するという考えからスタートしたものですから、いまだにその残滓が残っているのです。元号法が今から33年前ですか、成立したときに、当時の自民党政府は、元号使用を強制しようとしたのだけど、それはやっぱり無理だということになって、一般国民は何でも選択できるということになったのですが、いまだにま

だその残滓が残っているということ。つまり元号というのは天皇が支配する時代という表記。

だからもう、例えば最近わかりやすいケースで言うと、皇族の眞子さんが婚約会見したとき、あなた方はいつ知り合ったのですかという質問に対して、何と西暦で答えたのです。それで右翼の人は大騒ぎになったのです。大体元号というのは天皇の諱、贈り名、仏教で言うと戒名なのですが、それを皇族の人間が西暦で言うとは何事だといって、右翼が批判したのです。考えてみると眞子さんは国際基督教大学の学生ですから、キリスト教暦を使うのは平気なのです。

こう考えた場合、もう市役所が長期的なものを表現する場合は、西暦のほうがわかりやすいのです。だからそこはもう思い切って。現に例えば運転免許証を見てください。平成39年まで有効期限、などと書かれています。だけど警察庁もさすがにそれはまずいというので、西暦表記を加えました。それから、みずほ銀行の口座を持っている方は見てください。去年の10月から全部西暦に統一しました。国際化、グローバル化、あるいは年の数え方の連続性等を考えてそういうふうに変えたそうです。

【松行会長】

どうもこれは大変細かいところまで慎重に議論した上で、元号と西暦との扱いについて基準を設けて判断された上で実行されていることは確かだと、私も受け取っております。

【仮野委員】

もう50年前から新聞は西暦を前に出して、括弧して元号を表記しています。これはやっぱり国際化の進展に伴ってそのほうがわかりやすいのでそうしたのです。僕は記者時代、元号法制化に慎重な立場を取り、それを私も引きずっているのだけど、これからは次第に変わっていきますよ。行政機関は強制されているわけではないので、自由にどんどん変えればいいのですよ。そのほうが市民サイドからするとわかりやすいと思いますよ。年の数え方として。

【松行会長】

これはいろいろ議論すると切りがないと会長も判断しておりますので、今日は、我々委員として認識しておくべき基本的な知識の一部を的確に解説していただきまして、感謝いたします。

【樹委員】

概ね3千人程度ということでアンケートを出すようなのですが、回収率はどの

ぐらいを想定されているのでしょうか。

【緑と公園係長】

概ね4割程度いただければいいのかなと考えております。

【樹委員】

今まで大体现状平均してどのぐらいなのか。実はうちの息子にも送られてきたことがあります。大変長いものだったので、いつかやらなきゃと言っているうちに期限が来ていたような気がするのですけれども、普段さまざまなアンケートで大体このぐらいの数を出しているようなのですが、どのぐらいの回収率があるのでしょうか。

【総務課長】

平均どのぐらいとかというのは、申し訳ないのですがわからなくて、そのアンケートの内容によって、送られた方の興味があるものと非常に回収率が高くなったりとか、あとは興味がないと残念ながらかなり低いという感じ。なかなか平均というのは出しづらいかと思います。

【樹委員】

ただ3千人の個人情報を出すわけで、そこから無作為で抽出した場合に、その2割とか3割とかしか返ってこないという方法がいいのか、それともやはりそういうことに関連のある人たちを少しでも入れてアンケートをしたほうがいいのか、その辺の回収率と個人情報を出すメリットがどこに生まれるのかをちょっと考えないと、アンケートだけが来ても、市民がそれに振り向くかどうかというのはちょっと疑問かなと、うちの息子を見ていて思いましたので、また何か御検討いただければなと思います。

【総務課長】

専門の部局じゃないので答えづらいのですが、アンケートというのは、それこそ特にこれは無作為でございますので、色々な方の色々な考え方を持っている方の御意見を伺いたいということでやっているのだと思うのです。興味がある方とかに絞ってしまいますと、それ以外の声を普段なかなか出さない方が市民に多いとは思いますが、そういう方たちの声が聞き取りづらくなってしまって、興味のある方たちの意見が強くなってしまいうというのも、逆にデメリットとしてあるのかなと思っています。

これもアンケートの内容によるのですが、限定された方たちに対してだけ、そういう方たちの意見を主に聞きたいようなアンケートですと、そういう方たち

に絞ってアンケートをさせていただくこともございますので、そのアンケートを取る目的とかに合わせて、無作為であったりとか、そういう限定した取り方とかをさせていただいております。

【樹委員】

あと費用対効果を考えていただければ。どのぐらいの費用がかかって、どのぐらいの効果が出るのか。私も生涯学習課の社会教育委員をやっていたときに、生涯学習計画をつくるのに、無作為にアンケートをとるのか、それとも教育関係の団体にアンケートをとるのかというので、社会教育委員の間で随分検討しまして、教育関係のPTA関係とか、子供さんに関わっている方たちにアンケートをとということで、社会教育委員がみずからアンケートを取って歩いた中から、生涯学習計画をつくったという経験があるので、どちらがいいのか、無作為のアンケートがどこまで費用対効果があるのかなというのがちょっと疑問だなと思っております。

【仮野委員】

これも余計なことかもしれないのですが、この世論調査って非常に難しいのです。これは学問があるぐらいです。今、総務課長が言われたとおり、ある一定の知識を持っている人たちにアンケートをすると、もう当然ながらその中にいっぱい業者が入っていたりして、その業者の都合のいいような答えがいっぱい集まってくるというおそれもあります。無作為というのは非常にアンケートであれ世論調査であれ難しいのですが、答えがなかなかうまく返ってこないというところがありますが、実はある意味では公平なのです。世論というのがかなり正確に映し出されます。

そこが難しいところですけど、僕はそのほうが、つまり無作為での、今まで緑なんて考えていないような人でも答えてくれるというのが一番理想だと僕は思っているのです。それがいわゆる社会世論調査をした場合、結果論で言うと一番公平で、いつも何だか変にドライブがかかったような答えが出てこないところがあります。

【松行会長】

ただいま国を挙げて、この公に行う統計調査は、しかも法による縛りがある基本統計というものが、御承知のようにあるわけでございまして、大学の授業なんかではパーポシブサンプリングをしちゃいけない、要するに主観による抽出作業をしちゃいけない、あくまでもランダムサンプリングに基づくものでなくちゃ

いけないという基本の基本がございますので、ただいまの樹委員の御意見も、また仮野委員の御自分の御専門に基づく御発言も、大変我々委員として参考になる知識を与えてくださいますとありがとうございます。

【寺島委員】

こちらの案件の委託先が民間事業者ということになっているのですが、これは10年間の市の緑化に関する方向性、分析まで行うということなので、その委託先はどのような選定をしたのか、どのようなところが委託先になっているのかの情報がわかれば教えていただきたいのですが。

【緑と公園係長】

業者選定につきましては、コンサルタント業務を行っている事業者が対象になるかと思えます。選定の仕方としましては、プロポーザル方式において選定をしていく予定となっております。

【松行会長】

他に御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、73ページを御覧ください。「児童相談システム更新業務について」、子育て支援課子ども家庭支援センターの案件でございます。

本市では平成19年度に子どもと家庭に関する総合相談窓口として子ども家庭支援センターを設置し、関係機関と連携しあらゆる相談を受けています。相談記録等業務の一括管理を実施するため、平成24年度に児童相談システムを導入しました。導入から7年が経ち、周辺機器等の交換やパソコンソフトに対応するためのシステム更新が必要となったことから、保有データを更新後のシステムに適合するよう修正及び検証をする必要があります。それに伴い個人情報を含むデータの更新作業を実施するため、本作業に係る業務委託について諮問を行うものです。

74ページを御覧ください。諮問第19号「児童相談システム更新業務委託」でございます。業務の目的としましては、システム及び機器の更新に伴い、新システムに適合するよう修正及び検証するためです。委託処理する個人情報の項目につきましては、別紙として75ページから79ページに付けております。

参考資料として、80ページ、81ページには委託仕様書（案）を、82ペー

ジには更新作業詳細（案）を、83ページには更新作業の工程表（案）を、84ページから88ページには本件委託に関する個人情報取扱特記事項（案）付けております。

【松行会長】

ただいま案件についての説明をいただきました。本件につきまして、御意見あるいは御質問があればお受けいたします。

【川井委員】

ここで扱われるデータというのはすごくセンシティブなデータが多くて、非常に重要な作業だと思うのですが、この74ページの受託者に渡す個人情報の記録の形態というところで、新旧サーバ機にLANケーブルをつないで、庁内でデータを移行ということですが、この辺については特に安全上の問題はないというか、管理されていると考えてよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援センター長】

今回、新旧サーバ機の入替えということで、まず新規のサーバがちゃんと稼働するかどうかというのを試しで、まだデータが入っていない状態で試しを行ってから、庁内の方に持ってきて、旧サーバから新サーバにLANケーブルをそのままつないで、1回出力するといったことはなく、そのままデータをケーブルでつないで移行するということになっておりますので、その辺は問題のないように、準備を行った上で対応していきたいと考えております。

【川井委員】

昨今の色々な問題もありますので、ぜひ変なことが起こらないようによろしくお願いします。

【松行会長】

情報の中身については本当に厳重に、一つ一つの作業フェーズ毎に責任を自覚した上で行為をしていただくという、非常に厳しいものであることは皆様御承知のとおりでございますので、何とぞこれは慎重に、業者委託含めて管理を当局にお願いします。

【仮野委員】

導入から7年が過ぎたようですが、このシステムはうまく機能したのですか。あの野田市のように機能しないようなケースは困るのだけど、一般的な質問で恐縮なのですが。さらに更新するとどういったメリットがあるのでしょうか。

【子ども家庭支援センター長】

まずシステムが機能しているかということでございますが、この相談システムのソフトを導入しまして、一元管理するようにはしておりますので、今のところそのシステムは特段不具合はございませんが、年数が何しろ経っておりまして、ソフトというよりは外側の機器のメンテナンスの期限が切れていることと、あとはパソコンを動かす面でのOS、ウィンドウズ7が、もうサポートが終了するということで、そういったことも更新がありまして、そこでどうしても必要になってくるということでございますので、特にシステムに不具合というものはございません。

ここでそういうOSに適用した更新のシステムを導入する予定でございます。特段システムの内容を変えるということではございませんが、電話番号検索ができるようになるとか、そういった少し改善されたところがございますが、基本的には同システムのまた新しいバージョンに沿ったものを導入するということでございます。

【松行会長】

それとメリットの説明をお願いします。

【子ども家庭支援センター長】

メリットですね。個人部門の記録項目を見ていただくとわかるように、かなり大切な記録項目を含んでおりますので、やはりこういったものをちゃんとシステム化して保存することは、色々なことにおいて大切だと思っておりますので、そのところで、このシステムを導入するメリットがあると考えています。

【仮野委員】

わかりました。

【多田委員】

仕様書（案）というところにおいては「指定する場所において、立会」と書いてあるのに、この83ページの表の中のデータ移行のところでは小金井市に丸がついていないのはおかしいのではないかと。

【子ども家庭支援センター長】

こちらのサーバ機器の設定ですね。こちらはあくまでも作業担当ということで小金井市には丸がついていないということですが、作業の場所としては小金井市で行います。

【松行会長】

それでは、本案件は承認としてよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの案件を承認といたします。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、89ページを御覧ください。「音声版選挙公報送付に関する業務について」、選挙管理委員会事務局の案件でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、それに伴い、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例が、平成30年10月1日に施行されました。同条例第8条で市は、その事務または事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならないこととなっています。

これを受け、平成31年7月実施の参議院議員選挙から、音声版選挙公報の希望者を事前に募り、希望者には継続して送付できるよう名簿を作成し、同条例の趣旨に沿った対応ができるようにする必要が生じました。このため、対象者抽出に係る情報を自立生活支援課より外部提供による本人以外収集するための諮問及び、作成する名簿の保有開始の届出を行うものです。

本日机上に配付させていただいております89-2ページを御覧ください。こちらは諮問事項を追加したため、当日配付資料として資料に差し込みをさせていただいた案件でございます。諮問第24号「音声版選挙公報送付名簿に係る要配慮個人情報の保有等について」でございます。

本諮問は、平成29年6月に個人情報保護条例の一部が改正され、要配慮個人情報の規定が盛り込まれたことから、新たに情報公開・個人情報保護審議会への諮問が必要となったものでございます。

本日配付いたしました冊子、個人情報保護制度の手引の21ページを御覧ください。個人情報保護条例第3条「定義」についての規定です。22ページの2行目に第7号として、「要配慮個人情報」の定義が規定されております。

25ページの下から3行目を御覧ください。要配慮個人情報についての解説を25ページ以降、2ページにわたって記載してございます。本件につきましては、26ページ中ほどの「(7) 規則で定めるもののア、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害」に該当するものでございます。

34ページを御覧ください。個人情報保護条例第8条第2項に、「要配慮個人情報の保有等を原則してはならないものの、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、

緊急やむを得ないと認められるとき、市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて、特に職務執行上必要と認めたときのいずれかに該当する場合は、要配慮個人情報の保有等が行える」ものでございます。そのため、本諮問は保有等を行うために審議会へ意見を聞くためのものでございます。

配付資料の 89-2 ページへお戻りください。個人情報の利用の目的は、諮問書に記載のとおりでございます。要配慮個人情報の保有等を必要とする理由につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例が施行されたこと、総務省自治行政局より、視力に障害のある有権者の投票環境の向上を図るため、点字及び音声による選挙情報について、必要とされる方にきめ細かく情報提供を行うよう、積極的に対応するよう通知が行われたことから、具体的な対応を行うためでございます。

保有等する個人情報の内容は諮問書の記載のとおりでございます。保有等の方法につきましては、続いて御説明いたします諮問第 20 号による本人以外収集、第 21 号による外部提供の手続を経て、自立生活支援課から個人情報を収集し、送付者名簿を作成し、音声版選挙公報の送付に利用するものでございます。

90 ページを御覧ください。諮問第 20 号「音声版選挙公報送付名簿の本人以外収集」でございます。個人情報の内容は諮問書のとおりでございまして、収集の方法は市長部局の自立生活支援課が保有する情報より収集することから、本人以外収集の諮問をするものでございます。

次に、91 ページ、諮問第 21 号は、「自立生活支援課の保有する個人情報を選挙管理委員会事務局が外部提供を受けること」に係る諮問となります。

92 ページを御覧ください。諮問に関連する保有届出としまして、届出番号 60-73 「音声版選挙公報送付名簿」でございます。個人情報の内容は記載のとおり 6 項目でございます。93 ページには様式を付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から、本件について説明がございました。本件に関しまして、御質問あるいは御意見等あればお受けいたします。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、94 ページを御覧ください。「国民投票業務について」、選挙管理委

員会事務局の案件でございます。

国民投票システムは、国民投票を実施するに当たり、投票人名簿を管理するために使用するシステムです。

当該システムは、国民投票法が施行されているものの、実際には使用していないため、保有開始届出及び諮問を行っておりませんでした。

しかし、今後、国民投票が行われる可能性もあるため、今回審議会への電算処理の諮問及び保有開始届出を行うものです。

また、執行することとなった場合、投票の際に使用する投票人名簿抄本及び在外投票人名簿登録事務様式を保有するため、あわせて保有開始届出を行うものです。

95ページを御覧ください。諮問第22号「国民投票システム」でございます。業務の目的は国民投票業務です。システムの記録項目については96ページの別紙のとおりでございます。

諮問に関連する保有届出としまして97ページを御覧ください。届出番号60-74「国民投票システム」でございます。個人情報の内容は98ページの別紙のとおりでございます。項目は諮問第22号と同様でございます。

次に、国民投票業務に使用する様式の保有届出でございます。99ページを御覧ください。届出番号60-75「投票人名簿抄本」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。100ページには様式を付けております。

101ページを御覧ください。届出番号60-76「在外投票人名簿登録事務様式一式」でございます。記録項目は102ページの別紙のとおり、7枚の様式に合計59項目が記録されております。103ページから113ページには様式を付けております。

【松行会長】

ただいま案件につきまして説明がございました。御質問あるいは御意見があればお願いします。

【仮野委員】

これは憲法にかかわる国民投票。「しかし、今後、国民投票が行われる可能性もあるため」準備しておくのだという話を書いています。これはこういう業務をやりなさいと国から全自治体に対して指示があったということですか。

【選挙管理委員会事務局長】

国民投票法については10年ぐらい前に制定されたものでございまして、実際

使われていなかったという状況がございます。ただ、ここに来て色々と憲法改正の動き等も話題ということで、機運が高まっている状況も多少以前よりあることから、私どものほうでは、国民投票をいつやるという予定はありませんけれども、ここで諮問しておかないと、急遽あった場合に対応が取れないということで、今回諮らせていただいたことになってございます。

【仮野委員】

ほかの市町村はどんな具合ですか。やっぱり同じような状況ですか。

【選挙管理委員会事務局長】

先ほど総務課長のほうから説明があったように、国民投票法が制定されたときに、一定システムが入っているという状況がありますので、個人情報保護審議会に各市がかけているかどうかというのはまた別の話となりますけれども、一定の動きはあるという形になると思います。

【仮野委員】

そういう準備自体は否定できないわけですが、そんな簡単には国民投票が行われるとは思えないのですが。意味はわかりました。

もう一個お尋ねしますが、上のほうからすぐやっておけという強力な指示があったということではないのですか。

【選挙管理委員会事務局長】

そういうことではございません。

【仮野委員】

あったとなるとニュースになるところです。

【松行会長】

ほかに本件について御発言ありますか。

ないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、114ページを御覧ください。「小金井市立小中学校における医療的ケア関係業務について」、指導室の案件でございます。

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、国において、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行う費用の一部を補助するなど、特別支援教室の推進に取り組んでいるところです。

小金井市においても、これまで通常学級を対象に特別支援教育支援員を各校原則1人配置するなど、合理的な配慮のために必要な措置を行ってきたところですが、今回、新たに医療的ケアが必要な児童・生徒への支援に向けた取り組みを考えております。

具体的には、医療的ケアが必要な時間帯に学校において看護師による医療的ケアを実施することで、医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援の充実を図るものです。

医療的ケアを実施することに伴い、新たに個人情報保有及び委託による医療的ケアを実施することとしたため、保有開始届出報告及び委託の諮問を行うものです。

115ページを御覧ください。諮問第23号「小金井市立小中学校における医療的ケア実施委託」でございます。業務の目的としましては、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、医療的ケアを実施することで、支援体制の充実を図るものでございます。委託処理する個人情報の項目につきましては、氏名、性別、生年月日（年齢）、学校名、医療的ケア等の内容・実施状況、指示医療機関の6項目でございます。

参考資料として、116ページには文部科学省の作成した医療的ケアに関する概要図と、117ページには委託仕様書（案）を付けております。個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の173ページから177ページを御覧ください。

118ページにお戻りください。諮問に関連する保有届出としまして、届出番号32-80「小金井市立学校における医療的ケアの指示書で」でございます。個人情報の内容は、氏名、性別、生年月日（年齢）、学校名、医療的ケア等の内容、指示医療機関の6項目です。119ページには様式を付けております。

120ページを御覧ください。届出番号32-81「小金井市立学校における医療的ケア 実施報告書」でございます。個人情報の内容は、氏名、学校名、医療的ケア実施状況、実施事業者の4項目でございます。121ページには様式を付けております。

【松行会長】

ただいま案件につきまして説明がございました。御質問あるいは御意見があれば伺いたします。

【樹委員】

118ページの収集方法が「本人」となっていて、隣の指示書を見ると、医療機関名とか医師が印鑑を押すようになっていて、ドクターがおそらくこういうケアをしてくださいということを書かないといけないものだと思うのです。収集方法が「本人」というのと、何かこの指示書を書く人が違うのではないかと思うのですが、これはどういうことなのかと思ひまして。

【指導係長】

この小金井市立学校における医療的ケアの指示書は、医療機関が児童・生徒の状況等について指示書を作成し、その指示書を保護者から指導室へ提出されることを想定しています。そのため、対象の児童・生徒の個人情報をも本人、保護者から収集するものと考えてございますので本人収集という位置づけをしているところです。

【樹委員】

本人と本人以外というのを並列して書いてあるものがありますよね。そういうふうになると、よりわかりやすいかなとは思ひます。

【指導係長】

委員のおっしゃるとおり、指示書には医療機関と児童・生徒の情報がありますが、医療機関の情報は児童・生徒が受診している医療機関であり、この指示書の情報は児童・生徒に関する情報であると考えています。その情報を本人、保護者から収集することになりますので、今回の届出は本人からの収集としております。医療機関から指示書を直接収集する場合は本人以外収集と考えますので、今後そのような運用が想定されましたら本人以外収集についても報告させていただければと考えております。

【松行会長】

他に本件について発言はありますでしょうか。

ないようですので、本件を承認といたします。

本日は案件数が多くて大分時間が押しておりますが、まだ相当数ありますので、よろしく御協力をお願いします。

それでは引き続きまして、介護福祉課の保有届出報告について、お願いいたします。

【総務課長】

それでは、ここから介護福祉課の案件に入ります。まず届出報告から御説明いたします。122ページ、123ページを御覧ください。介護福祉課の「各業務

廃止届出」について一括して報告をさせていただきます。「個人情報保有等廃止届内訳」をあわせて御覧ください。

1、2、3番の「小金井市老人性白内障特殊眼鏡等助成事業」については、老人性白内障に対する治療において、白内障以外の疾病や眼内の炎症を併発する場合、健康保険適用である人工水晶体（眼内レンズ）を挿入できない症例があり、特殊眼鏡や無水晶体眼用コンタクトレンズを使用することになります。しかし、これらは健康保険の適用外となるため、市において、特殊眼鏡一式につき4万円、コンタクトレンズ1個につき2万5千円の範囲で助成する事業として、平成5年度より開始しました。

その後、医療技術の進展、補助対象物品の価格低廉化等により、利用実績が乏しくなり、補助事業として一定の役割を終えたため、平成27年度をもって事業を廃止し、要綱も廃止したものでございます。

4番の「要介護認定モデル事業」については、要介護認定の適正化に向け、新たな認定調査票や一次判定ソフトの改訂を見据えて基礎的なデータの収集を目的に全国の自治体に国から要請され実施されたものであり、収集されたデータは、後の介護保険の制度改正に活用されました。

なお、当該事業は平成13年11月12日から平成14年1月11日までの限られた期間で実施する事業であったことから、平成13年度末をもって事業の役目は終え、当該事業で取得した個人情報についても1年保存であったため、保存年限終了後に廃棄したところです。

5番については、介護福祉課では65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者に対して実施し、基本チェックリストを受けてもらい、健康状態の判定と介護予防プログラムの紹介を行っていましたが、国のガイドラインである「地域支援事業実施要綱」が平成22年8月に改正され、従前は必須であった生活機能評価の検査（健診）が、改正後は「必要に応じて検査等を行うことができる」となり原則不要となりました。

これにより、近隣他市でも多くが検査（健診）を取りやめたことを受け、小金井市でも実施しないこととなりました。

6番については、事業開始当初は市、各地域包括支援センターとさくら体操各リーダー間での面識も薄く、日誌（ノート）を使用しなければ情報共有が難しい状況でした。しかし、年次が進むほど、日誌を使用せずとも市、各地域包括支援センターと各リーダー間で情報共有できる体制が構築されていきました。そのた

め、現在では日誌は使用しないことといたしました。

これら6件の廃止の届出につきましては保有等を廃止する前に届出を行わなければならないものでしたが、届出を行っていないことが判明したため、廃止の届出を行うものでございます。

【松行会長】

ただいま案件について説明がありました。そして各業務廃止届出についての案件でございます。御質問あるいは御意見があればお伺いいたします。

特に御意見等ないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

124ページを御覧ください。「介護保険業務について（居宅介護（介護予防）関連業務）」でございます。

「介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書」につきましては、介護保険料と滞納した際には、償還払い化（介護保険サービスに係る費用を利用者が全額負担し、その後保険給付分を市に請求）の処分を受けることとなります。

保険給付分を市に請求する際の申請書について規定し、新たに様式を保有するため、保有開始届出を行うものです。

次に、「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書」及び「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書（受領委任払い用）」につきましては、平成27年度第4回個人情報保護審議会において、個人情報の項目に「個人番号」を追加する変更届出を行った際に、「性別」を削除する点についても届出報告を行うべきものでした。しかし、当該審議会においては、「性別」を削除する旨の報告を失念していました。このため、今回変更届出の報告を行うものです。

125ページを御覧ください。届出番号27-118「介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い）」でございます。個人情報の内容は126ページの別紙に記載のとおりです。様式については127ページに付けております。

128ページを御覧ください。届出番号27-22「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録項目のうち「性別」を削除するものです。変更後の様式に

については129ページに付けております。

130ページを御覧ください。届出番号27-92「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書（受領委任払い用）」の変更届出でございます。変更前の個人情報内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録項目のうち「性別」を削除するものです。変更後の様式については131ページに付けております。

【松行会長】

ただいま説明がありました案件につきまして、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【仮野委員】

いずれも介護福祉課の案件ですが、先ほどの廃止届も含めて、早期に廃止するなら廃止する、間違いがあったら早く直すということをやっていたかかないと、単に失念しました、あるいは届出を行っていないことが判明したでは遅いと思います。今後個人情報を取得するにしろ廃止するにしろ、適切にスピーディーに処理いただきたいという印象を持ちました。

【介護福祉課長】

この度は届出が漏れたものを数件出ささせていただきました。大変申し訳ございません。理由も弁解のしようもございません。私どもの事務が大量に及んでいるということもありますけれども、毎回機会を捉えて確認するように、再発防止に努めたいと思います。

【松行会長】

本件につきまして、ほかに御発言ありますか。
ないようですので、本案件を承認とさせていただきます。
それでは、次の案件、介護福祉課の諮問及び保有届出報告についてを行います。
事務局より説明をお願いします。

【総務課長】

ここからは諮問事項になります。
それでは132ページを御覧ください。「介護保険料に関する通知書の封入封緘業務について」でございます。
介護福祉課では、毎年5月ごろに介護保険料仮徴収額変更通知書約3千件を該当の被保険者に対して送付しています。
これら事務については、従来は封入封緘までの一連の作業を市で行ってしまし

たが、被保険者の増加等による業務負担軽減のため、封入封緘業務委託を行うことに伴い、諮問第15号として委託の諮問を行うものです。

同様に、毎年7月ごろに介護保険料納入通知書を普通徴収分約2千5百件、特別徴収分約2万5千件を被保険者に対し送付しています。

これら事務についても、従来は封入封緘までの一連の作業を市で行っていましたが、被保険者の増加等による業務負担軽減のため、普通徴収分のみ封入封緘業務等の委託を行うことに伴い、諮問第16号として委託の諮問を行うものです。

133ページを御覧ください。諮問第15号「介護保険料仮徴収額変更通知書封入封緘委託」でございます。業務の目的としましては、諮問書の記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目につきましては、諮問書に記載の7項目でございます。134ページから138ページには委託仕様書（案）を付けております。

続いて、139ページを御覧ください。諮問第16号「介護保険料納入通知書封入封緘委託」でございます。業務の目的としましては、諮問書の記載のとおりでございます。委託処理する個人情報の項目につきましては、諮問書に記載の20項目でございます。140ページ、141ページには委託仕様書（案）を付けております。

個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の173ページから177ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま案件につきまして、説明をいただきました。本件に関しまして、御質問もしくは御意見があれば伺いたします。

【本多委員】

先ほどの案件9の軽自動車税納税通知書の封入封緘業務と同じなのですが、作業履行場所が庁外となっていますが、その障害者雇用等、何か庁外でやらなきゃいけない理由はありますか。

【介護保険係長】

本市で運用されている介護保険システムの業者を今想定しておりまして、帳票類とかそちらで発行しておりまして、それらの持ち出しとか移動が特にないところでの、業務委託を考えてございます。

【多田委員】

この特別徴収の2万5千件については引き続き市のほうで封入するという考

えでよろしいのでしょうか。

【介護保険係長】

そうです。

【川井委員】

今のは2万5千件は市のほうでやるということでしょうか。

一番手間のかかるところは委託しない形になるのですね。「これら事務についても」と書いてあったので、一緒かなと思ったのです。

【介護保険係長】

作業的には普通徴収の作業もかなりかかりまして、いわゆる保険料の納付書を作成する形になります。その辺の作業が特別徴収は天引きになるのですけれども、普通徴収の場合は、保険者の方が納めていただくような形になるので、納付書を発行する作業が出てきまして、それも人によって枚数が異なったり、ちょっと作業量も多いというところで、これらの業務を委託する形で考えています。

【川井委員】

2万5千件の方は委託しないというのは、どこに書いてありますか。仕様書の中ですか。

【松行会長】

132ページの概要のところに書いてあるということでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見がないようですので、本案件を承認いたします。

それでは、次の案件につきまして説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、142ページを御覧ください。「小金井市見守りシール事業について」でございます。

当該事業の目的は、認知症または認知症の疑いのある原則65歳以上の対象者に対して、個人IDと委託先のフリーダイヤル番号のみが記載された見守りシールを配布し、衣服等に貼ってもらうことにより、徘徊による身元不明の事故などを防止し、家族等介護者の精神的負担の軽減を図るものです。

当該事業の対象者が万が一に行方不明になった場合に、発見者が記載のフリーダイヤルに連絡し個人IDを入力すると、事前に登録していた家族等介護者などにつながるという仕組みで事業が運営され、その事業を業務委託するに当たり、対象者及び家族介護者などの個人情報を取り扱うことから、今回諮問するもので

す。

143ページを御覧ください。諮問第17号「小金井市見守りシール事業委託」でございます。業務の目的としましては、認知症高齢者が保護された場合に、早期に家族に連絡が行くようなサービスを提供するためでございます。委託処理する個人情報の項目につきましては、氏名、電話番号、住所、申請書の情報（氏名・電話番号・住所）、個人IDでございます。

参考資料として、144ページに見守りシールの見本と、145ページから147ページには委託仕様書（案）を付けております。個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の173ページから177ページを御覧ください。

148ページにお戻りください。諮問に関連する保有届としまして、届出番号27-117「小金井市見守りシール事業に係る様式一式」でございます。個人情報の内容は149ページの別紙の記載のとおりでございます。150ページから154ページには様式を、155ページから157ページには本事業の実施要綱（案）を付けております。

【松行会長】

ただいま案件について説明がございました。御質問あるいは御意見があればお伺いいたします。

特に御発言がないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件について、説明を引き続きお願いいたします。

【総務課長】

それでは、158ページを御覧ください。「介護職員初任者研修実施等業務について」でございます。

平成31年度より、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している介護職員の資格取得による資質向上を図ることを目的として、本市で「介護職員初任者研修」を実施することとしました。

研修の申込書類等の様式を保有することとなるため、保有開始の届出を行います。

また、本事業は業務委託により実施するため、委託についても諮問を行います。

159ページを御覧ください。諮問第18号「介護職員初任者研修実施等委託」でございます。業務の目的としましては、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している介護職員の資格取得による資質向上を図るものでございます。委託処理する個人情報の項目につきましては、氏名、住所、生年月日、修

了年月日、履修状況でございます。参考資料として、160ページに本事業の業務の流れと、161ページから164ページには委託仕様書（案）を付けております。

165ページを御覧ください。諮問に関連する保有届としまして、届出番号27-119「小金井市介護職員初任者研修実施事業に係る簿冊一式」でございます。個人情報の内容は166ページの別紙の記載のとおりでございます。167ページから170ページには様式を、171ページ、172ページには本事業の実施要綱（案）を付けております。

【松行会長】

ただいま案件につきまして事務局から説明がございました。御質問あるいは御意見があればお伺いいたします。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

以上をもちまして、本日の全ての報告並びに諮問事項につきましての審議はこれにて終了いたしました。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。「ア、住民基本台帳事務等窓口委託について（報告）」につきましては、本日の冒頭におきまして既に審議を終了しております。

「イ、次回の日程」について、事務局より説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程は5月23日木曜日、18時から当会議室をお取りしていますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

【松行会長】

もし御承認いただければ、次回は来る5月23日木曜日、午後6時から当801会議室で開催したい、そのように存じます。よろしく御出席のほどお願い申し上げます。

これをもちまして、本日の審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。本日は極めて大量の案件を、皆様の御協力によりまして、非常に法律的に必要とされる範囲も慎重審議をするとともに、無事本時間に終了することができました。会長として感謝申し上げます。

それでは、これで本日は散会といたします。まことにありがとうございました。

— 了 —